

平成28年10月28日

平成28年度予算執行調査の調査結果について
(平成28年10月公表分)

財務省において、本日、平成28年度予算執行調査の対象とした52件のうち、調査を終了した15件の調査結果が公表されました。

(※37件分は平成28年6月28日に公表済み)

このうち、四国財務局では財務省主計局との共同による取りまとめ1件、調査協力11件の調査を実施しました(別紙1)。

【財務省主計局との共同による取りまとめ事案】

「独立行政法人におけるリサイクルトナーの活用状況」(別紙2)

※調査結果の詳細は、財務省のホームページのとおりです。

(https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2016/sy2810/2810b.htm)

(参考) 予算執行調査とは

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会が多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組みです。

【問い合わせ先】

財務省四国財務局 Tel.087-831-2131

特別主計実地監査官 (内線 320) 又は

財務広報相談室 (内線 235)

財務省 Tel.03-3581-4111

主計局司計課予算執行企画室 (内線 5657)

平成28年度予算執行調査
(10月公表分：四国財務局調査事案)

【財務省主計局と共同で取りまとめた事案】

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
1	独立行政法人	独立行政法人におけるリサイクルトナーの活用状況	共同	四国

【調査協力事案】

No.	省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ 財務局
1	厚生労働省	障害福祉サービス（生活介護）	共同	関東
2	厚生労働省	介護保険サービス（通所介護等）	共同	近畿
3	国土交通省	スマートウェルネス住宅等推進事業 (サービス付き高齢者向け住宅整備事業)	財務局	東海
4	各府省	庁舎移転等に係る経費	本省	—
5	各府省	地方支分部局等における事務用消耗品等の共同調達	財務局	北海道
6	各府省	ファクシミリの使用状況及び維持管理経費	財務局	関東
7	各府省	書籍購入に係る経費	財務局	北陸
8	各府省	官報の定期購読に係る経費	財務局	東海
9	各府省	官用車の維持費等	財務局	近畿
10	各府省	自動体外式除細動器（AED）の購入に係る経費	財務局	九州
11	各府省	新聞のクリッピング業務の民間委託に係る経費	財務局	福岡

(注) 調査主体について

「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

総 括 調 査 票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名	(52) 独立行政法人におけるリサイクルトナーの活用状況			調査対象 予算額	【参考】平成 27 年度 (調査対象実績額) : 2,132 百万円		
省庁名	独立行政法人	組織	—	会計	一般会計 各特別会計	調査区分	共同
						取りまとめ財務局	(四国財務局)

①調査事案の概要

各独立行政法人は事務文書の印刷等を行うために、プリンターや複合機等を設置している。
プリンター等を使用するためには、消耗品であるトナーカートリッジ (以下「トナー」という。) を補充しなければならないが、トナーにはメーカー純正トナーの他に使用済みトナーを再生利用したリサイクルトナーもある。

②調査の視点

プリンター等のトナーを活用する機器 (保守費用にトナー代金が含まれる保守契約としている機器は除く) の

- ・リサイクルトナーの活用状況
- ・トナー購入状況
- ・リサイクルトナーとメーカー純正トナーの価格比較
- ・リサイクルトナー導入の検討

について調査し、リサイクルトナーの積極的な導入によりトナーの購入経費の削減が図れないか検討する。

【調査対象】
独立行政法人 : 88 法人



③調査結果及びその分析

1. リサイクルトナーの活用状況について

独立行政法人 (以下「法人」という。) 88 法人のうち、83 法人においては、トナーの購入を必要とするプリンター等の機器を 53,121 台設置していた。
これらの機器におけるリサイクルトナーの活用状況は【表 1】のとおりであり、22,831 台 (43.0%) でリサイクルトナーを活用していた。
リサイクルトナーを活用していない 29,461 台 (55.5%) のうち 3,178 台 (6.0%) については、リサイクルトナーの活用についての検討を行っていなかった。
また、26 法人については、全ての機器についてリサイクルトナーを活用していなかった。一方、4 法人については、経済性、環境面等の観点から全ての機器について、リサイクルトナーを活用していた。

【表1】リサイクルトナーの活用状況

区 分	台数	構成比
リサイクルトナーを活用している機器	22,831台	43.0%
リサイクルトナーを活用していない機器	29,461台	55.5%
うち検討はした	26,283台	49.5%
うち検討していない	3,178台	6.0%
リサイクルトナーの活用状況が不明な機器	829台	1.6%
合 計	53,121台	100%

2. トナーの購入状況等について

平成 27 年度のトナー購入実績は 2,008 百万円 (リサイクルトナーの活用状況が不明な機器 829 台のトナー購入実績 124 百万円を除く。) で、このうちリサイクルトナーの購入実績は 445 百万円 (22.2%) であった。
リサイクルトナーの活用実績のある 22,831 台のうち削減効果が大い上位 5 機種をみると、純正トナーの実績単価よりも大幅に安価に調達しており、この 5 機種だけで 122 百万円の経費削減が行われていた。【表 2】

【表2】リサイクルトナーの活用実績 (上位5機種)

区分	リサイクルトナー実績				純正トナー 実績単価 (円)	単価差		経費 削減額 (千円)
	台数 (台)	購入数 (本)	購入額 (千円)	単価 (円)		金額 (円)	率 (%)	
機種A	2,404	3,800	18,503	4,869	17,610	▲12,741	▲72.4	▲48,416
機種B	1,202	2,269	21,624	9,530	23,636	▲14,106	▲59.7	▲32,007
機種C	482	1,531	6,870	4,487	15,731	▲11,244	▲71.5	▲17,215
機種D	1,667	1,868	15,198	8,136	15,107	▲6,971	▲46.1	▲13,022
機種E	270	670	3,100	4,627	21,407	▲16,780	▲78.4	▲11,243
合計	6,025	10,138	65,295					▲121,903

総 括 調 査 票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (52)独立行政法人におけるリサイクルトナーの活用状況

③調査結果及びその分析

なお、平成 27 年度購入の全純正トナーをリサイクルトナーに替えた場合の経費削減額を試算すると約 8 億円となる。

【表3】リサイクルトナーと純正トナーとの価格差調

区 分	台数 ※ (台)	購入数 (本)	購入額 (千円)	平均単価 (円)	単価差 (円)	経費削減額 (A)×(B) (千円)
①リサイクルトナー使用機器	22,831	69,077	445,473	6,449	(B) ▲6,918	▲808,666
②純正トナー使用機器	29,461	(A) 116,893	1,562,557	13,367		
合 計	52,292	185,970	2,008,030			

※リサイクルトナーの活用状況が不明な機器 829 台を除く。

3. リサイクルトナー導入の検討について

リサイクルトナーの活用を検討はしたものの、活用していない 26,283 台について、その主な理由は【表 4】のとおりであり、「使用したことはないが不具合が生じるのではないかと危惧」と回答したものが最も多くを占めていた。

しかしながら、平成 27 年度実績をみると、リサイクルトナー購入実績 69,077 本に対し、不具合は 723 本 (1.0%) であることが分かった。

また、リサイクルトナーの調達にあたっては、多くの法人で「機器故障・トナー不具合時の補償」、「業界団体による基準認定品」、「製造工場の ISO9001 の認証取得」等の条件を付し、不具合の発生を抑制するための工夫をしていることも分かった。

【表4】リサイクルトナーを活用していない主な理由

理 由	契約台数
過去に使用したが不具合が多かった	3,207
保守業者との契約によりリサイクルトナーの使用は不可	3,067
使用したことはないが不具合が生じるのではないかと危惧	14,296
リサイクルトナーのほうが高価格	282
使用機器に対応するリサイクルトナーが販売されていない	633



④今後の改善点・検討の方向性

1. リサイクルトナーの活用についての十分な検討を行っていない法人については、活用の可否について検討すべき。
2. 過去にリサイクルトナーの活用を検討したものの、利用していない法人についても、リサイクルトナーの調達にあたり、不具合の発生を抑制するための条件を付すことにより懸念事項が解決する場合もあるため、機器更新や保守契約の更新時に再度、活用の可否について検討すべき。